

各小中学校保護者 様

吉川市教育委員会教育総務課長

学校給食停止及び再開の申し出について(通知)

日頃より、学校給食事業につきましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市は、学校給食法第4条の規定に基づき、全ての児童・生徒に学校給食を提供させていただいております。一方で、児童・生徒がけがや病気等正当な理由により6日以上継続して学校給食の提供を受けなくなり、かつ保護者から給食停止の申し出があった場合には、提供を中止し給食費についても返金(月ごとに喫食した回数を徴収)する取り扱いを行っております。

なお、令和6年度提供分から給食の停止や再開の申し出をする際は、内容の齟齬が生じないように電話等口頭での申し出から、別紙「学校給食停止・再開届書」(以下「届書」という。)を各学校へ提出していただく取り扱いに変更となりますので、下記のとおりお知らせいたします。また、食材調達の都合により、喫食していなくても「届書」の提出がない場合は、給食費が発生しますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 給食を停止・再開する際の申出方法

【変更前】 令和5年度まで 口頭による申し出

【変更後】 令和6年度から 別紙「学校給食停止・再開届書」による届出

※「届書」は市のホームページからもダウンロードできます。

2 提出する際の注意事項

(1) 届出については、給食の停止・再開希望日の前日まで(土日祝日を除く)に直接各学校へ「届書」を提出してください。なお、郵送の場合は希望する日の前日までに学校必着でお願いいたします。

(2) 令和6年度当初の給食初日より給食の停止を希望する場合は、食材発注の都合上、令和6年3月29日(金)までに「届書」を学校へ提出(郵送可)してください。(小学6年生は進学する中学校へ提出) ※ 詳細については別紙Q&Aを参照

3 給食センターでの対応日

(1) 給食停止の場合

停止希望日もしくは学校が「届書」を受領した翌日

※遡って停止することはできません。

(2) 給食再開の場合

再開希望日

4 給食費について

給食を停止・再開した場合、食べた回数が決定した翌月以降に返金もしくは、翌月以降の給食費徴収の際に調整します。

(担当) 学校給食センター 青柳・守屋

(連絡先) 048-940-0790